

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鳥取市長 深澤 義彦

市町村名 (市町村コード)	鳥取市 (312011)
地域名 (地域内農業集落名)	湖南地域 (良田、三山口、大畑、東里仁、西里仁、岩吉、足山、布勢、東桂見、西桂見、高住、吉岡温泉町、妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、松原、金沢、辛川、堤見、高殿、六反田、福井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月29日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・圃場が小区画で、圃場整備済みの農地でも、経年劣化により排水が悪く耕作に支障がでている。
・農業者が高齢化し、草刈りなどの管理作業が困難になり、また多面的機能支払の取組も困難になっている。
・水管理が難しく、イノシシや鹿などの獣害も多い。
・水稻など採算が取れないなかで、機械更新が困難。

【地域の基礎的データ】

農家数:307戸(販売農家168戸、自給的農家139戸) ※2020農林業センサス

主な作物:水稻、白ネギ

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業後継者や定年帰農者を確保し、また地域内外から農地を利用する者を可能な限り呼び込み、農業を担う者への農地の集約化に配慮しつつ、地域と農業を担う者が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
水稻、白ネギ栽培の取り組みを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	471 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	471 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農用地等面積のすべてを、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

今後は、農業を担う者の経営状況等を踏まえ、集積集約化を進める一方で、小規模な農業者についても現状の面積を維持しつつ、当該地区内の農用地の保全に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地の貸し借りは、農地中間管理機構の活用を促進し、借り手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農業関係者の意見を踏まえ、事業費等を考慮しつつ、用排水路等の基盤整備による生産効率の向上に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市、農業委員会、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

担い手についても一部作業受託を請け負っている。多様な組織と連携しながら、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害報告が増えており、市やJA等と連携し、鳥獣被害防止に地域で取り組んでいく。
- ③自動運転のトラクターやコンバインを活用し効率化を進める。